

○ 女性の坑内労働禁止規定の変遷

| 昭和 60 年改正前 | 昭和 60 年改正 | 平成 6 年改正 |
|--|--|---|
| <p>【全面禁止】</p> <p>〈労基法〉 第 64 条 使用者は、満 18 歳に満たない者又は女子を坑内で労働させてはならない。</p> | <p>【労基法・女子則改正により、例外規定を設ける】</p> <p>〈労基法〉 第 64 条の 4 使用者は、満 18 歳以上の女子を坑内で労働させてはならない。ただし、臨時の必要なため坑内で行われる業務で命令で定めるものに従事する者（次条第 1 項に規定する妊娠婦で命令で定めるものを除く。）については、この限りでない。</p> <p>～臨時の必要なため坑内で行われる業務～ 〈女子則〉 第 8 条</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 医師の業務 二 看護婦の業務 三 新聞又は出版の事業における取材の業務 四 放送番組の制作のための取材の業務 | <p>【女子則の改正により、例外の範囲を拡大】</p> <p>〈労基法〉 第 64 条の 4 使用者は、満 18 歳以上の女子を坑内で労働させてはならない。ただし、臨時の必要なため坑内で行われる業務で命令で定めるものに従事する者（次条第 1 項に規定する妊娠婦で命令で定めるものを除く。）については、この限りでない。</p> <p>～臨時の必要なため坑内で行われる業務～ 〈女子則〉 第 8 条</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 医師の業務 二 看護婦の業務 三 新聞又は出版の事業における取材の業務 四 放送番組の制作のための取材の業務 五 高度の科学的な知識を必要とする自然科学に関する研究の業務 |

※労基法：労働基準法 女子則：女子労働基準規則

※下線部分は追加された部分

※昭和 59 年婦人少年問題審議会建議において、坑内労働については、「一時的に入坑する者等我が国が既に批准している ILO 第 45 号条約において入坑の認められている者については、禁止を解除すること。」とされた。

※平成 9 年労基法改正により、「女子」を「女性」と改め、第 64 条の 4 から第 64 条の 2 に繰上。

※平成 9 年女子則改正により、「女子」を「女性」と改め、第 8 条から第 1 条に繰上。